

県産農産物の放射性物質検査実施計画（第26期）の追加について

第26期検査に牛肉の検査を追加します

1 基本的な考え方

- (1) 今後出荷される主要な農産物等を対象とする。
- (2) 各品目の生産状況を考慮し、JAを1つの産地単位として検査対象区域とするとともに、産地の広がり大きい品目は複数産地からサンプルを採取し検査する。
- (3) 米については、米を作付けた全ての市町村を対象とする。
- (4) 麦、そばについては、県内全域を1つの産地とする。
- (5) 牛肉については、肉用牛農家全戸を対象に出荷牛1頭ずつ検査を実施する。
- (6) 原乳については、県内すべての酪農家を対象に集乳コース毎に集乳された原乳の合乳等を検査する。
- (7) 検査の結果は、県ホームページ等で随時公表する。
- (8) 検査の結果、厚生労働省が定める基準値を超えた場合、県は出荷団体等に対し当該品目の出荷の自粛を要請する。

2 検査対象

内

	分類	品目	産地・飼養地	検査日
1	穀類	米 1	JA梨北(韮崎市①)	9月12日
2	穀類	米 2	JA梨北(韮崎市②)	
3	穀類	米 3	JA梨北(韮崎市③)	
4	穀類	米 4	JA梨北(韮崎市④)	
5	穀類	米 5	JA梨北(韮崎市⑤)	
6	穀類	米 6	JA梨北(韮崎市⑥)	
7	穀類	米 7	JA梨北(甲斐市旧双葉町)	
8	穀類	米 8	JA梨北(北杜市明野町)	
9	穀類	米 9	JA梨北(北杜市須玉町①)	
10	穀類	米10	JA梨北(北杜市須玉町②)	
11	穀類	米11	JA梨北(北杜市須玉町③)	
12	穀類	米12	JA梨北(北杜市武川町)	
13	穀類	米13	JA梨北(北杜市白州町①)	
14	穀類	米14	JA梨北(北杜市白州町②)	
15	肉・乳類	牛肉	北杜市	

容

3 サンプル採取地点の選定等

- (1) 品目毎のサンプル採取地点の選定については、当該対象品目の主産地である市町村・ほ場を選定する。(選定に当たってはJA等と協議)
- (2) サンプルの採取に当たっては、県が当該産地のJA、漁協等の協力を得て行う。
- (3) 牛肉については、(株)山梨食肉流通センターに出荷される肉用牛についてサンプルを採取する。
- (4) 原乳については、計画に沿って各集乳コースから、生産者団体・JA等の協力を得てサンプルを採取する。

4 分析機関 山梨県衛生環境研究所

問い合わせ先

農政部農業技術課

055-223-1616